

学 位 論 文 要 旨

氏 名	奥山 正樹
題 目	わが国における鳥獣保護区とその指定区分の進展に関する研究 (Progress of designation concept and category for Wildlife Protection Area in Japan)

わが国で 70 年以上にわたり運用されてきた鳥獣保護区制度の経緯や指定実績を包括的に整理するとともに、特に指定区分に着目して鳥獣保護区の変遷並びに現状と傾向を分析した。さらに、指定面積と鳥獣による農林業被害との関係、鹿児島県内で国が指定した鳥獣保護区に関する事例について分析を加え、今後の進展に係る展望や課題を示した。

1. 鳥獣保護区は狩猟者数が増大する中で野生鳥獣を過度な狩猟圧から守るための禁猟区として誕生して以来基本的な理念は改められておらず、国際的な保護地域の概念とは乖離が生じている。今後は人と鳥獣の棲み分け、狩猟の場に関する検討が進む中で、これまでの実績を踏まえ、普通地域における行為規制等を拡充する方向で制度の存続が望ましい。

2. 近年の鳥獣保護区の指定面積の減少は、最も大きな割合を占める指定区分である「森林鳥獣生息地」で顕著であり、その他の区分では「生息地回廊」を除いて増加が続いていた。狩猟者数の減少と鳥獣被害の深刻化が進む中で、「森林鳥獣生息地」「大規模生息地」「生息地回廊」は、鳥獣の本来の生息地を確保する意義を明確にし、科学的根拠に基づいた指定管理を進める必要がある。「希少鳥獣生息地」「集団渡来地」など特別保護区の指定割合が高い区分では、効果的なゾーニング計画による保全機能の向上が求められる。

3. 4つの指定区分に依る現行の国指定鳥獣保護区 86カ所について、指定面積と生息種数の相関は、「集団渡来地」の鳥類、ほぼ全区分（特に「希少鳥獣生息地」）の哺乳類で高かった。「大規模生息地」における鳥類の生息種数は、土地利用の多様度、特別保護地区の割合との相関も高かった。干潟等における指定が進められている「集団渡来地」では特別保護地区の指定割合が他の指定区分に比べて高かった。「希少鳥獣生息地」は国立公園等他法令による保護地域と重複する割合が高く、種の保存法に基づく保護増殖事業と連携した保全事業の実施を進めるべきである。

4. 都道府県単位での鳥獣保護区の指定面積と鳥獣による農林業被害の関係を統計解析した結果、シカ等の狩猟獣が鳥獣保護区内を含む人工林等で広く森林被害を発生させている一方、鳥獣保護区の指定により周辺農地への農作物被害が抑えられている可能性も示唆された。

5. 鹿児島県において指定されている4カ所の国指定鳥獣保護区は、それぞれの指定区分の特徴を表している一方で、各保護区の保護利用の経緯などから特徴や個別の課題が発生していた。湯湾岳鳥獣保護区（奄美大島）や屋久島・口永良部島に位置する鳥獣保護区については、世界遺産地域や国立公園区域との関係を整理する方向での拡充を検討すべきである。